

公益財団法人茨城県市町村振興協会評議員，理事
及び監事の報酬及び費用弁償に関する規程

〔平成 24 年 4 月 24 日〕
規程第 18 号

(目的)

第 1 条 この規程は，公益財団法人茨城県市町村振興協会定款第 13 条及び第 27 条の規定に基づき，評議員，理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の額並びにその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第 2 条 報酬額は日額とし，別表の区分に応じて，それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし，役員等が国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の公務員の場合並びに常務理事には支給しない。

2 前項に定める日額は，この法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という。），1 回につき別表の報酬（日額）欄の金額を支給する。

3 役員等には一時金（賞与）及び退職手当は支給しない。

(費用の弁償)

第 3 条 役員等が，従事等をしたときは，その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償については，茨城県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の「特別職の職員の費用弁償に関する条例」（昭和 50 年組合条例第 13 号）の例による。

(報酬等の支払方法)

第 4 条 役員等の報酬等は，従事等をする都度，現金により直接役員等に支払うものとする。ただし，法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には，その役員に支払うべき報酬の金額から，その金額を控除したものとする。

2 役員等が報酬等の全部又は一部につき，自己の預金への振込みを申し出た場合には，その方法によって支払うことができる。

(規程の改正)

第 5 条 この規程の改正は，評議員会の決議により行う。

(委任)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が別に定める。

附 則

この規程は，公益財団法人茨城県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

別表（第2条関係）

役 職	勤務形態	報酬総額（年額）	報酬額（日額）
理事長 その他理事	非常勤	66,000 円	11,000 円
監事（公認会計士・税理士以外）	非常勤	77,000 円	11,000 円
監事（公認会計士・税理士）	非常勤	210,000 円	30,000 円
評議員	非常勤	33,000 円	11,000 円